

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第21号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2上屋の項中

「

1	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	30円10銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		60円20銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		120円30銭	
	専用使用		1平方メートル1月につき	753円	

を

」

「

1	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	33円60銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		67円20銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		134円	
	専用使用		1平方メートル1月につき	841円	
2	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	30円10銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		60円20銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		120円30銭	
	専用使用		1平方メートル1	753円	

に、

		月につき		
--	--	------	--	--

」

「

2
級
3
級
4
級
5

「

3
級
4
級
5
級
6

を

に改め、同項備考の欄中

級	級
6	7
級	級

「
 スプリンクラー付き
 の上屋
 5級上屋
 1級上屋、2級上屋、
 3級上屋及び4級上屋
 以外の上屋で昭和38年
 1月1日以後に建設し
 た鉄筋コンクリート造
 りのもの
 6級上屋
 4級上屋以外の上屋
 で昭和37年12月31日
 以前に建設した鉄骨造り
 のもの
 」

「
 知事が別に告示で定
 める。
 5級上屋
 スプリンクラー付き
 の上屋
 6級上屋
 1級上屋、2級上
 屋、3級上屋、4級上
 屋及び5級上屋以外の
 上屋で昭和38年1月1
 日以後に建設した鉄筋
 コンクリート造りのも
 の
 7級上屋
 5級上屋以外の上屋
 で昭和37年12月31日
 以前に建設した鉄骨造り
 のもの
 」

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。